

「購買業務規程第1章第6条購買一般原則」中

社会的購買の原則、紛争鉱物使用禁止の原則

第6条（購買一般原則）

⑤ 社会的購買の原則

購買部署は、持続可能な経営の推進の一環として社会的価値増進の観点の製品を優先して購買するように努める。社会的価値増進の観点の製品を購買する行為を「社会的購買」といい、これはグリーン購買、社会的企業の購買を通称する概念であり、用語の定義は次の通りとする。

1. 「グリーン購買」とは、環境マーク認証・エネルギー節約マーク認証・海外環境マーク認証などの国家認証もしくは公信力のある機関の認証を取得した製品または認証を取得した企業からのサービスを購買することをいう。その他原料・副資材の使用削減、製品・サービス開発時の環境影響の削減、エネルギー・温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギーの活用、用水使用量の削減、廃棄物削減など環境に配慮していると認められる購買については、内部での意思決定を通じてグリーン購買に含めることができる。
2. 「社会的企業の購買」とは、社会問題の解決を企業の存在目的として財貨及びサービスの生産・販売などの営業活動を行う企業であって雇用労働部長官から認証を受けた企業である社会的企業の製品を購買することをいう。

⑥ 紛争鉱物使用禁止の原則

紛争鉱物を規制する国際基準に基づき、コンゴ民主共和国及びその隣接国の人権を保護するという社会的責任を果たすため、原則として紛争鉱物の購買及び自社製品への使用を禁ずる。